

日程第10 請願第10号 危険な気候を回避するための「気候保護法」(仮称)の制定を求める意見書の採択と国に提出することについての請願について

○議長（中上良隆君）日程第10 請願第10号 危険な気候を回避するための「気候保護法」(仮称)の制定を求める意見書の採択と国に提出することについての請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）それでは、委員長報告を行います。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託された 請願第10号 危険な気候を回避するための「気候保護法」(仮称)の制定を求める意見書の採択と国に提出することについての請願について を審査するため、3月17日委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

請願第10号の趣旨は、地球温暖化の影響は既にさまざまところで出始めており、危機的な状況に陥ることを避けるにはCO₂などの温室効果ガスを大幅に削減していかなければならず、持続可能な地域社会をつくり、一人ひとりが温暖化防止に取り組みやすくすることが必要である。より良い地球環境を次世代に引き継ぐため、①京都議定書の6%削減目標を守り、中・長期にわたって温室効果ガスを2020年に1990年比30%、2050年には80%の排出削減目標を掲げること、②CO₂を減

らす人や企業が報われる制度をつくること、③再生可能エネルギーを大幅に増やす仕組みをつくること等の要項を含めた「気候保護法」(仮称)の制定について、政府及び関係機関に対し意見書の提出を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、温室効果ガスの削減目標を法制化することについては、具体的な削減策が同時に整備されなければ実効性がないのではないかと。国が政策目標として削減数値を掲げることで十分ではないのかとのただしがあり、諸外国では具体的な排出削減経路を法律で掲げている中、日本ではまだまだ取り組みが遅れており、具体的な数値を上げて法制化することは必要と考えているとの答弁がありました。

それでは、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

以上、総務委員会の委員長報告といたします。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので討論を終結いたします。

これより、請願第10号 危険な気候を回避するための「気候保護法」(仮称)の制定を求める意見書の採択と国に提出することについての請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)